

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引落とされるので金融機関などに行き手間が省け、納め忘れもなくとても便利です。

口座振替の種類

①2年前納 2年分の保険料を4月末日に一括引落。(毎月現金で納める場合より約15,000円の割引)

②1年前納 1年分の保険料を4月末日に一括引落。(毎月現金で納める場合より約4,000円の割引)

③6カ月前納 6カ月分の保険料を4月末日と10月末日に一括引落。(毎月現金で納める場合より1年間で約2,000円の割引)

④当月末振替(早割) 毎月末日に当月分の保険料を

引落。(月々約50円割引) ⑤翌月末振替 毎月末日に前月分の保険料を引落。(割引はありません)

口座振替の申込み

納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの場合、口座振替納付申出書を行う口座のある金融機関に提出してください。申出書は、年金事務所、金融機関に備えてあります。

①2年前納・②1年前納・③6カ月前納を希望される場合、申込みは年金事務所

に2月末必着ですので、お早めにお申込みください。

※令和2年度の割引額は未定です。

■栃木年金事務所 保険医療課 ☎(22)4131

☎(21)2134

被災された方の国民年金保険料免除申請について

国民年金第1号被保険者の保険料について、台風19号で被災され、納付が困難な方は、申請により納付が免除される場合があります。

申請できる方 住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方

対象となる保険料 令和元年9月分から令和3年6月分まで

※現時点では、令和元年9月分から令和2年6月分までの申請ができます。

令和2年7月分から令和3年6月分までの期間は、令和2年7月以降に改めて申請してください。

申請に必要なもの

・被災証明書等の写し

・国民年金第1号被保険者の保険料について、台風19号で被災され、納付が困難な方は、申請により納付が免除される場合があります。

被災状況届(所定様式) 財産等の概要・金額及び損害額等を記入いただきます。

国民年金第1号被保険者の保険料について、台風19号で被災され、納付が困難な方は、申請により納付が免除される場合があります。

申請できる方 住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方

対象となる保険料 令和元年9月分から令和3年6月分まで

※現時点では、令和元年9月分から令和2年6月分までの申請ができます。

令和2年7月分から令和3年6月分までの期間は、令和2年7月以降に改めて申請してください。

申請に必要なもの

・被災証明書等の写し

支払った医療費(一部負担金)の還付申請のご案内(国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方)

台風19号により被災された方で、本市の国民健康保険及び栃木県後期高齢者医療に加入している下記の①～⑤のいずれかに該当する方が、医療機関等の窓口において一部負担金を支払った場合、市の窓口にて申請を行うことで、支払った額の還付を受けることができます。

対象者

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③主たる生計維持者の行方が不明である方
④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

申請に必要なもの

り災証明書(コピーでも可)・領収書・印鑑(朱肉を使用するもの)・被保険者証
国民健康保険の方: 世帯主名義の口座番号がわかるもの(通帳等)
後期高齢者医療の方: 被保険者本人名義の口座番号がわかるもの(通帳等)
※対象者②～⑤に該当する方は、他に必要なものがありますのでお問い合わせください
※市の国民健康保険・後期高齢者医療以外の健康保険に加入されている方は、ご自身が加入している保険にお問い合わせください

対象とならないもの

入院時の食事代、接骨院・整骨院での施術、あん摩マッサージ、はりきゅうの施術

対象期間

令和元年10月12日～令和2年1月31日の診療分

申請期限

診療を受けた日の翌日から2年を経過すると時効により申請ができません。

申請先

本庁保険医療課 または 各総合支所市民生活課
問 保険医療課 国民健康保険 ☎(21)2131
後期高齢者医療 ☎(21)2137

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい計算のためには、市県民税の申告が必要です

保険税(料)は、前年中の課税所得に基づいて計算します。遺族年金や障害年金など、非課税の年金を受給している方、傷病などにより仕事ができなくて収入が無かった方など、所得税の確定申告が不要でも、保険税(料)を納めている方は、市県民税の申告をしなければなりません。

本人及び家族の方の所得状況が不明なままでは、低所得者の軽減措置などが受けられない場合があります。期限内の申告にご協力をお願いします。

対象 国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者(満75歳以上の方)・介護保険第1号被保険者(満65歳以上の方)およびその家族

期間 2月17日(月)～3月13日(金) 土日は除く

場所 市民税申告会場

注意 申告期間中は、申告会場のみ受付いたします。本庁舎2階市民税課、各総合支所の窓口では、申告を受けられません。

問 市民税課 ☎(21)2263

建築確認申請等手数料の免除

令和元年10月12日の台風19号により被災された方が建築物を建築するときに必要な建築確認申請等手数料を免除します。

対象 台風19号により自己所有の建築物等が滅失又は破損したため、工事に着手

する建築物 免除となる手数料 確認申請、完了検査等の建築基準法に基づく申請手数料

期間 災害発生日(令和元年10月12日)より2年

必要書類 「り災証明書」の写し

問 建築課 ☎(21)2441

令和元年度及び令和2年度学童保育春休み利用申込受付

保護者の就労等により、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、春休みの期間中のみ学童保育を利用申し込みの受付をします。

現在学童保育を利用されている方については、改めて申し込みをする必要はありません。

対象 次の各小学校の通学区域内の学童保育。栃中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、皆川城東小、千塚小、国府北小、国府南小、大宮南小並びに大平、藤岡、都賀、岩舟地域内各小学校

申込 2月4日(火)～14日(金)に申込用紙(問合先、各総合支所および各学童保育、市ホームページに設置)を問合先、各総合支所市民生活課に提出

※定員には限りがありますので、お申込みいただいても利用できない場合があります。

問 子育て支援課 ☎(21)2223

※国府北小、国府南小、大宮南小につきましてはスマートフォンクラブ(檜山0577)にお問い合わせください。

「人・農地プラン」集落座談会

座談会の結果を農地利用の設計図として取りまとめ、継続的な見直しを行います。

経営拡張をお考えの方、離農等により農地の貸付等をお考えの方、どなたでもお気軽にお越しください。

日時・場所 【栃木地域】 皆川地区 2月6日(木)18時～皆川公民館 大研修室

吹上地区、寺尾地区 2月25日(火)18時～吹上公民館 中会議室

大宮地区、国府地区 2月26日(水)18時～国府公民館 大交流室

【大平地域】 1月31日(金)18時～ゆうゆうプラザ 大会議室

【藤岡地域】 部屋地区 2月14日(金)18時30分～部屋地区公民館

コミュニティホール 三鴨地区 2月17日(月)18時30分～三鴨地区公民館 講座室

赤麻地区、藤岡地区 2月18日(火)18時30分～藤岡公民館

3階 大会議室

【都賀地域】 2月7日(金)18時30分～都賀公民館 2階 研修室

【西方地域】 2月13日(木)18時30分～西方総合文化体育館

2階 研修室

【岩舟地域】 2月10日(月)18時～岩舟公民館 2階 講義室

対象 各地区で農業に従事している方、農地を所有している方

問 農業振興課 ☎(21)2379

令和2年度地域文化活動(民俗芸能)助成

(一財)沖永文化振興財団では、地域文化活動に対する助成を行っています。

助成を希望する団体はご連絡ください。

対象 伝統民俗芸能の保存伝習事業(県から1団体)。ただし保存会等の規約があり、事業収支計画等作成していること。

申込 1月31日(金)までに問合先へ

春季全国火災予防運動「ひとつずついいね!で確認 火の用心」

空気が乾燥し火災が発生しやすい時期です。高齢者が火災に巻き込まれ、死亡する事例が多くなっています。火の後始末には十分気を付け、火災予防に取り組みましょう。

日時 3月1日(日)～7日(土)

問 消防本部予防課 ☎(22)0072

子ども未来基金への寄附ありがとうございました

子育て支援に役立てて欲しいと、栃木ライオンズクラブ様より、20万円の寄附をいただきました。

いただいた寄附金は、子どもの貧困対策や子育て環境の充実のための事業に有効に活用させていただきます。

問 子育て支援課 ☎(21)2288